

別紙 1

地球温暖化防止推進事業及び気候変動適応事業に係る仕様書

1 事業目的

官民が一体となり、県民の地球温暖化防止及び気候変動適応に係る意識の向上及び実践活動を県内に拡大していくことを目的とする。

2 委託事業内容

- (1) 家庭・地域で地球温暖化防止につながる賢く快適なライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動（必要に応じて市町村と連携して事業実施すること）
 - ア 地域での温暖化防止活動の情報共有及び県内外への発信
 - イ 国内外の地球温暖化問題に係る最新情報や行政施策の情報収集及び収集した情報の県民への周知
 - ウ イベント等での県民への脱炭素社会実現に向けた効果的な対策の啓発
- (2) 温暖化防止に係る科学的根拠に基づく知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の育成
 - ア 推進員養成研修の実施
 - イ 推進員スキルアップ研修の実施
 - ウ 推進員の活動に対する助言及び支援（連絡調整、旅費等）
 - エ 推進員を活用し、市町村と連携した家庭への省エネ・再エネ導入等の促進
 - オ 新規推進員の活動のきっかけづくり（情報交換会の開催等）
- (3) 地域における気候変動影響・適応に係る情報の収集・整理・分析・提供等を実施

3 その他

事業の実施に当たっては、推進員の活用を図るとともに、県と連携して積極的に広報を行うこと。

別紙 2

対象経費に係る仕様書

1 委託料

令和7年度 9,000,000円以内とする。

令和8年度、9年度に係る委託料については、毎年度業務内容を見直しのうえ委託料を算出するものとする。

2 対象経費

(1) 人件費

事業の遂行に必要な職員の報酬及び共済費

(2) 事務費

(1) 以外に事業の遂行に必要な経費（謝金、旅費、印刷製本費等）

(3) 一般管理費

(1) 及び (2) の経費を除き、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターとして事業の遂行に必要な経費。ただし、(1) 及び (2) を合わせた金額の15パーセント以内の金額とすること。